

岩手県告示第 400 号

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 14 条第 1 項の規定により、基本測量を実施する旨国土地理院長から次のとおり通知があった。

平成 21 年 4 月 21 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 基本測量を実施する地域 大船渡市、北上市、一関市、岩手郡岩手町及び西磐井郡平泉町
- 2 基本測量を実施する期間 平成 21 年 5 月 11 日から平成 22 年 3 月 26 日まで
- 3 実施する基本測量の種類 基本測量（基盤地図情報整備作業）